

●香川県告示第19号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成22年1月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 所在地  
丸亀市飯山町西坂元5 8 5番地
- 2 名称  
変更前 株式会社 善通寺自動車学校  
変更後 株式会社 丸亀自動車学校
- 3 売りさばき場所  
丸亀市飯山町西坂元5 8 5番地